

# 生物多様性条約における ABS交渉の変遷

2010年8月27日  
(財)バイオインダストリー協会(JBA)  
炭田精造

JBA 財団法人バイオインダストリー協会  
本資料の無断複製・転載・改変禁止

## 目次

1. ABS問題の背景
2. COP1(1994)–COP6(2002)  
条約発効からボン・ガイドラインの策定まで
3. ヨハネスブルク・サミット(WSSD)(2002)  
「国際レジーム」論の登場
4. COP7(2004)–COP10(2010)  
「国際レジーム」を巡る長い議論

JBA 財団法人バイオインダストリー協会  
本資料の無断複製・転載・改変禁止

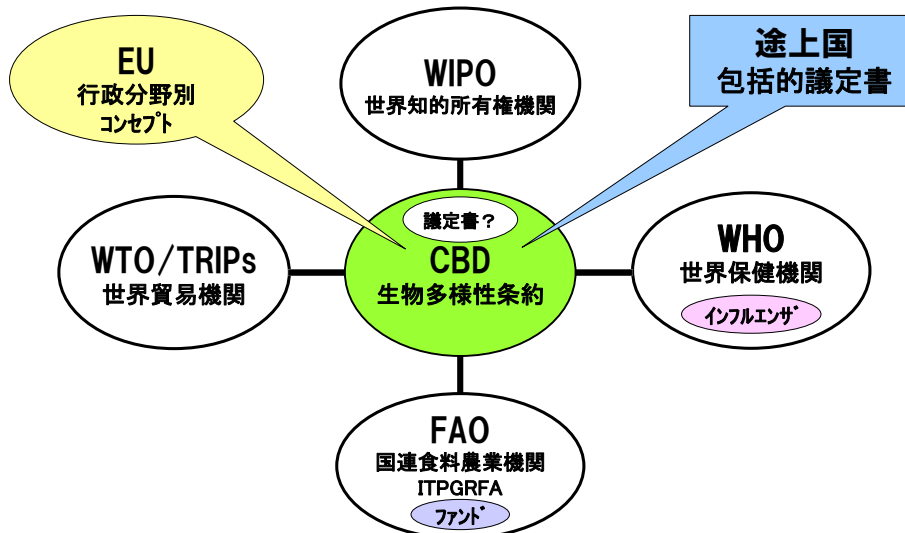
# 1. ABS問題の背景

## ABSを巡る議論の背景

### ■ 1992.5.29 「枠組み条約」としてCBDが採択される

- 課題 1 条約はABSの具体的な中身を規定していない(例、第15条7項)。
- 課題 2 知財制度を巡る南北間の確執の存在 (TRIPS協定交渉が並行して進行)。
- 課題 3 条約発効前に取得された遺伝資源コレクションの取り扱い方の議論。

## 他の国際機関・条約との境界線の課題



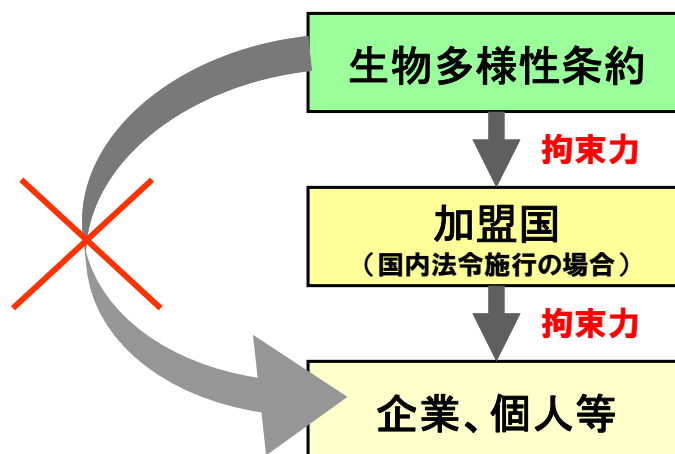
## 2. COP1(1994) - COP6(2002)

条約発効からボン・ガイドラインの策定まで

## ABSを巡る議論の経緯(その1)

■ 1993	12. 29	<b>CBD発効</b>
■ COP4	1998	ABS専門家パネルの設置を決定
	1999	ABS専門家パネル会合(1)を開催, ABS措置等を議論
■ COP5	2000	ガイドラインの作成を決定
	2001.03	ABS専門家パネル会合(2)の開催: ガイドラインの要素について議論
	2001.10	ABS-WG1を開催、ガイドライン草案を作成
■ COP6	2002.04	<b>「ボン・ガイドライン」を採択</b>

## 条約と国内法と企業・個人の関係



# ボン・ガイドライン

## 目的

- ABS国内法の策定のガイド(行政官)
- 契約交渉等のガイド(資源提供者&利用者)
- 原住民・地域社会のガイド

## 3. ヨハネスブルク・サミット(WSSD)

(2002. 8.26-9.4)

「国際レジーム」論の登場

## 「国際レジーム」論が急浮上

- **途上国**: 「法的拘束力のある国際レジーム」が必要。  
メガ多様性同志国家グループ(2002年、カンクンで結成:議長国:メキシコ)が主導。
- **先進国**: まず「ボン・ガイドライン」を実施してみて、その経験を踏まえて、次のステップを考えるべき。



- 交渉は難航を極め、閣僚級レベルの会合で議論され、以下のように決定。  
「**ボン・ガイドラインを念頭に置き、CBDの枠内で、国際レジームを交渉する。**」(WSSD実施計画パラグラフ44(o))

## 「共通理解の不在」

ヨハネスブルク・サミット(WSSD)では、

**国際レジーム**に対し:

1. **どのような(レジームの)性格を持たせ、**
2. **どのような課題に対して、**
3. **どのような方法で解決するのか、**

について、加盟国間で**共通の理解**がなかった。

## 4. COP7(2004) – COP10(2010)

### 国際レジームを巡る長い議論

### ABSを巡る長い議論 (その2)

■ <b>WSSD</b>	2002 09 (南ア)	国際レジーム(IR)の交渉を決定
WG 2	2003 (カナダ)	検討手順を議論。意見が根本から対立。
■ <b>COP7</b>	2004 (マレーシア)	WGへの「委任事項」を決定
WG 3	2005 (タイ)	意見対立。進捗なし。
WG 4	2006 (スペイン)	意見対立。進捗なし。
■ <b>COP8</b>	2006 (ブラジル)	「2010までに作業終了」を決定
WG5	2007 (カナダ)	意見対立。進捗なし。
WG6	2008 (スイス)	実質上の進展なし。手続の道筋をつけた(IRの要素の検討手順案を作成)
■ <b>COP9</b>	2008 (ドイツ)	COP10までの検討手順を決定

## 途上国の見解(メキシコ政府作成、2003)

国際レジームは以下の点を含むべき。

1. 提供国の国内法を利用国が遵守する条項
2. 遺伝資源と関連TKの原産国証明制度
3. モニタリング、遵守、執行の仕組み
4. 「利用者側措置」の推進
5. 利益配分の条項(技術移転等を含む)
6. 能力構築、等

## 先進国の自発的な取組み (2004年ごろ)

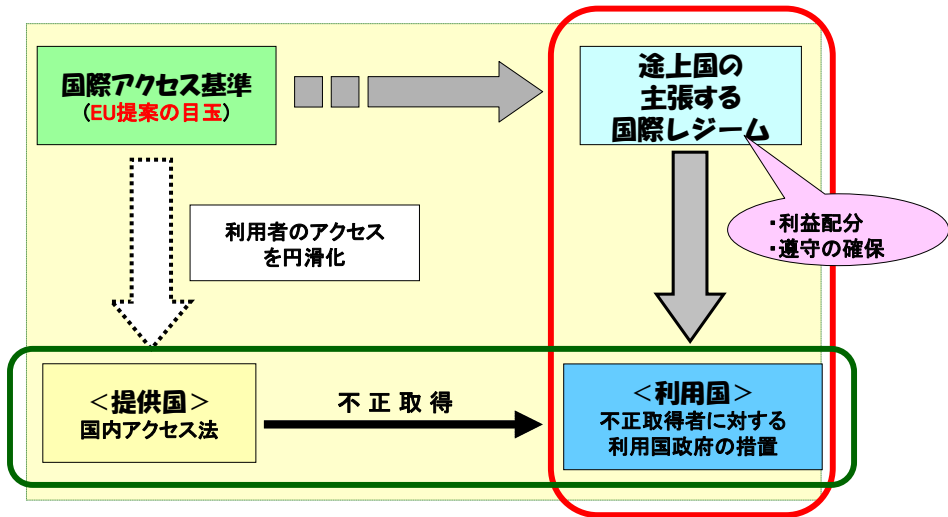
- **日本**:「遺伝資源へのアクセス手引」(利用者側措置)の作成チームを立ち上げた。
- **スイス**:「ABS管理ツール」を作成・普及させる国際プロジェクトを立ち上げた。
- **EU(ベルギー)**:微生物遺伝資源に関するABSシステム(MOSAICS)の開発を目指すプロジェクトを立ち上げた。

(注) これら3プロジェクトは相互交流し、切磋琢磨した。

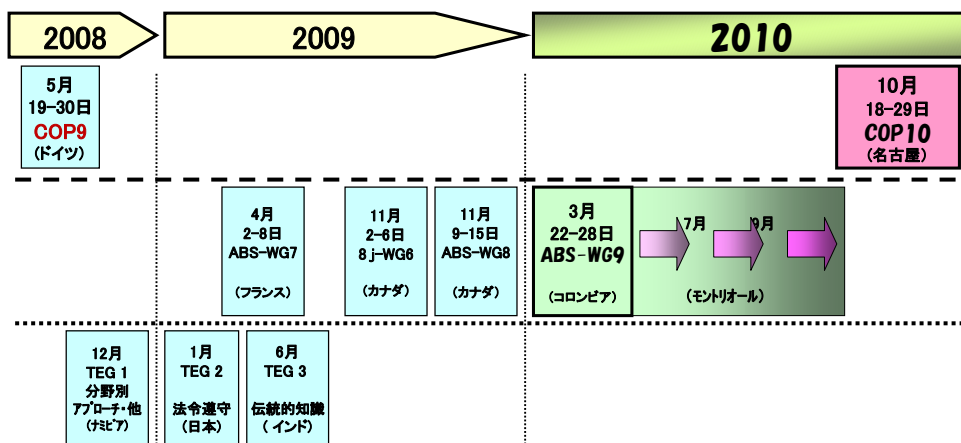


# EU提案

(WG5, 2007年10月の案をベースに改図)



## COP10に向けた作業工程



## ABSを巡る長い議論 (その3)

TEG1	2008.12 (ナミビア)	専門家見解を並記
TEG2	2009.01 (日本)	専門家見解を並記
TEG3	2009.06 (インド)	専門家見解を並記
WG7	2009.04 (フランス)	意見対立。全意見を並記
WG8	2009.11 (カナダ)	意見対立。全意見を並記
WG9	2010.03 (コロンビア)	議長決断により議定書草案(議長テキスト)を作成。 <b>(未交渉テキスト)</b>
WG9bis	2010.07 (カナダ)	議長テキストをベースに交渉。一部前進の兆し。
ING	2010.09 (カナダ)	COP10前の最後の交渉を予定。前途未だ不透明。

## 先進国と途上国の意見の主な対立点

2010年3月コロンビア・カリ作業部会の時点

	途上国	先進国
アクセス	<ul style="list-style-type: none"> <li>●アクセス規制は提供国の主権的権利だ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<b>アクセスの円滑化</b>が必要。</li> </ul>
利益配分	<ul style="list-style-type: none"> <li>●派生物を利益配分の対象に。</li> <li>●<b>技術移転</b>や<b>資金メカニズム</b>等が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●派生物は<b>契約ベース</b>で扱うべき。</li> </ul>
遵守	<ul style="list-style-type: none"> <li>●提供国は<b>アクセス許可・証明書</b>を発行。利用国での<b>チェックポイント(特許、製品許可当局等)</b>での申請時に開示を義務化。</li> <li>●「提供国の国内法」を<b>利用国内で法的拘束力のある措置</b>により遵守させるべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●提供国の国内法の<b>度合いに応じて</b>、利用国は<b>国内の措置</b>を検討する。</li> <li>●チェックポイント採用の是非は利用国の判断によるべき。</li> </ul>

## The CBD era

- ① 法令遵守
- ② 科学技術の発展
- ③ 資源確保を巡る国際競争

ご清聴ありがとうございました